

加古川菊花展等運営事業補助金交付要綱

令和5年4月17日
産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しい自然と明るい郷土を創造し、観光振興の推進を図る菊やばらの展覧会の実施団体に予算の範囲内で菊花展等運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請者」という。）は、「加古川菊花展等運営事業補助金申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 事業計画書
- (3) 実施要領
- (4) 収支予算書
- (5) 団体規約
- (6) 会員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の可否を決定したときは、「加古川菊花展等運営事業補助金交付（不交付）決定書」（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた団体(以下「補助対象者」という。)は、補助事業が終了した時は、原則として補助事業完了後14日以内に「加古川菊花展等運営事業補助金実績報告書」(様式3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、当該報告書等の審査により交付すべき補助金の額を確定し、「加古川菊花展等運営事業補助金確定通知書」(様式第4号)により補助対象者に通知する。ただし、確定した補助金の額が、第4条の規定により交付の決定をした補助金の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助対象者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに「加古川菊花展等運営事業補助金請求書」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 補助対象者の執行方法が不相当と認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、「加

古川菊花展等運営事業補助金返還命令書」（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の精算）

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、「加古川菊花展等運営事業補助金返還命令書」（様式第6号）により期限を定めてその差額の返還を命じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	自然を愛し、美しい郷土をつくり、市民の豊かな心づくりの高揚を図るため。	
補助金の範囲	対象となる者	加薫会及び加古川ばら会	
	対象となる経費	加薫会主催による加古川菊花展及び加古川ばら会主催による加古川ばら展開催事業に要する経費	
		【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 消耗品費 ・ 食糧費（アルコール飲料の購入に係るものは除く） ・ 通信運搬費 ・ 委託料 ・ 使用料及び貸借料 ・ 手数料 ・ 印刷製本費 	【対象外となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費（感染症対策用品代除く） ・ 旅費 ・ 報償費、通信運搬費、委託料、使用料及び貸借料、手数料のうち会員に支払うもの ・ 有価証券、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの ・ 会員への配布を目的とするもの（ちらし、ポスター、表彰楯等を除く） ・ 特定の政治、宗教、選挙活動を目的としたもの ・ その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの
補助金の補助率又は額	補助率	補助対象経費の10/10以内	
	補助金の額	各年度の予算を上限とする。	